

独立行政法人国際交流基金 契約監視委員会（平成27年度第2回）

議 事 要 旨

- 1 日時：平成27年12月25日（金）14：00-16：30
- 2 場所：独立行政法人国際交流基金第2セミナー室（9階）
- 3 出席者：
 - （1）委員
渡邊一弘委員長、宮本和之委員、山本裕子委員、鴨志田文彦委員
 - （2）外務省
広報文化外交戦略課 橋本博史外務事務官
 - （3）国際交流基金
安藤理事長、櫻井理事、沖部上級審議役、古屋経理部長、清水監査室長、平林会計課長、審議案件担当者
- 4 主要議事：
 - （1）再委託案件、一者応札・応募案件について（報告）
 - （2）個別案件（8件）の審議
 - （3）談合情報対応マニュアルの制定（案）について（報告）
- 5 主要議事概要：
 - （1）**再委託案件ならびに一者応札・応募案件について（報告）**

27年度6月～10月の契約のうち、再委託案件(6件)及び一者応札・応募案件(4件)について事務局より報告。

委員：再委託にも契約の大部分を委託するものや一部委託、委託の内容や方法など様々な種類があると思われるがどのように対応しているか。

基金：契約相手方が業務の再委託を行う場合には全て基金へ申請を提出し、基金にてその内容を確認のうえ承認するプロセスをとっている。
 - （2）**個別案件の審議（案件一覧は別紙の通り）**
 - ア 「TVアニメ3作品『鉄腕アトム』等のルワンダ宛て提供契約」

委員：契約相手方の業者が対象作品をルワンダに売り込んでいて、それを受けてルワンダのテレビ局から基金に放送の依頼があったということか。

基金：本事業は在外公館経由で現地のテレビ放送局に日本のテレビ番組提

供及び放送について働きかけを行い、現地から当基金への要望が出される仕組みである。他方で、今回の契約は在外公館経由で現地テレビ局にアプローチするものではなく、現地のテレビ局から提供希望のあったアニメ3作品についてのルワンダにおける放送権を、太陽インダストリーアフリカが保有していたため、番組提供契約にいたったもの。

委員：現地から特定の作品の希望があった場合には当該作品の放送権を有する相手方との随意契約にならざるを得ない。では作品はどのようにして選ばれているか。

基金：ルワンダに進出し日本のテレビ番組を提供できる業者は、現状で今回の契約相手方以外見つかっていない。今回進めた契約は、非常に稀な事例である。他方で、今回の事業で通常行うプロセスとしては、2015年5月に日本国内のコンテンツホルダーに対して海外に提供可能なテレビ番組について提案していただくような公募を実施したうえで、提案のあった番組について外部アドバイザーより海外に紹介するにふさわしいコンテンツについて助言を得て提供候補番組のリストを作成し、その中から世界各地のテレビ局からの希望を募り、国際交流基金が双方のマッチングを行った番組について提供を行っている。

イ 『国際舞台芸術ミーティングin横浜2016』 共催契約

委員：本事業において基金にとっての具体的なメリットや成果は何か。

基金：アジアからの参加という要素を盛り込むことで、従来からの欧米参加者との交流やネットワークを築くことができる。また、一般市民も来場可能であり、多様な参加者に舞台芸術に触れる機会を提供できる点である。

委員：各共催者の負担割合についての原則や考え方を知りたい。

基金：金額について負担率の定めは特にない。また、実際の現金支出による負担以外に会場の現物提供という非常に大きな協力がある。

委員：チケットの売り上げ収入はあるか。

基金：個々の公演会場は大きくないため、チケット収入は全体で数百万円。

委員：以前より長期間にわたって共催しているようであるが、継続や見直しのタイミングは設けられているか。

基金：この種の舞台芸術関係者の国際会議として本件は唯一のものであり、それゆえに貴重な事業と考え、継続して共催してきている。ただ、どのようなあり方で、どのように関わるべきかについては、毎年、見直して検討している。

ウ 『アンサンブルズ・アジア』 共催契約

委員：本事業の主目的や具体的な成果は何か。

基金：主目的は現代音楽において日本とアジアの協働作業を行ない、一緒に音楽を作ることである。これまで交流が比較的少ない分野であるため、

協働作業によって新しい動きを作り出すことを狙いとしている。市民や子供たちの参画も予定している。

委員：アーティスティック・ディレクターは、複数の候補から検討し選定された人物か。

基金：現代音楽の分野での実績及びこれまでアジアとあまり接点のない点を基準に選定した。

委員：アーティスティック・ディレクターの公募による選定やアーティスティック・ディレクターと相談して作成した企画案の担い手について公募にかける選択肢はありえないか。配布資料には選考過程の記載がないため、透明性を確認できるよう選考経緯については、記録に残し、配布資料にも含めて欲しい。

委員：契約相手方業者とアーティスティック・ディレクターの利害関係はあるか。

基金：定款を見て確認済みであるが、役員就任等の利害関係はない。契約相手方の選定については複数の専門家にアドバイスを求めたところ同社の推薦を得たため、契約相手方とした。

エ 「平成27年度Asian Youth Jazz Orchestra東南アジア公演渡航に係る国際航空券手配契約」

委員：落札率の高さについては、基金が設定した予定価格と業者の落札価格が非常に近かったということか。

基金：予定価格の大半を占める航空券は、インターネットで市場価格を調べて作成したものであるが、それが業者の提示した価格と非常に近かったためである。結果として予定価格の精度が高かったといえる。

オ 「Innovative City Forum 2015に係る共催契約」

委員：契約相手方は複数の候補から選定されたものか。

基金：国際シンポジウムは他にも様々なものがあるが、本件事業はクリエイティブ・シティというテーマ・内容についての実績、インパクト、スケールなどを比較考慮した結果、集客力や広報力が高く、参加者の多様性がある本件事業にアジアの要素を加えて共催事業とすることが優位性や効果が大きいと判断した。

委員：契約金額が高額であるので、随意契約の場合には透明性や公平性の観点において一般市民の目から見て理解が得られるかどうかを常に意識しておくことが肝要。選考経緯については記録を残しておきたい。

委員：今回のケースでは、なぜ他の民間大手ではなく本契約相手方を選定したかを明確にしておくことがポイントとなろう。

カ 「劇団影法師中米公演に係る公演団契約」

委員：この劇団は既に中米諸国を自主的に巡回している団体か。本件は既

存事業ではなく、基金が新規に依頼した事業か。

基金：世界各地で公演実績のある団体であるが、中米諸国を集中的に巡回公演しているわけではない。本件は訪問地、日程、演目等を全て当方からの依頼で組んだ事業である。

委員：航空券の手配だけ共催契約から外して入札にかけることもできるか。

基金：今回利用した航空会社は日本の代理店を持たず、日本国内の業者で殆ど取り扱いがないため、国内での入札は難しいと判断した。当方のメキシコ日本文化センターに手配を依頼した。

委員：劇団の選定について幾つか他の候補に当たったか。同種のことを行う劇団は他にあるか。

基金：児童演劇の影絵を行う団体など大手が幾つかあり、検討した結果、経験知が必要であり巡回地が多く難易度の高い案件であったため、経験豊富な同団体を選定した。

キ 「アジア若手デザイナーによる東北被災地交流事業に係る業務委託契約」

基金：相手方の選定については、別の大手企業からの見積り額は当方の予算上限を超える規模であったため、東北の団体を調査した結果、デザイン関係で震災当初から活動している団体として同団体が最も適任であると判断した。予定価格に比して契約金額が低いのは、例えば宿泊費は当方の専門家招へい単価で計上していたが、先方はそれよりも安い宿泊施設を使用したためなどである。

委員：その場合、予定価格を初めから安い宿泊単価とすることはできるか。

基金：相手方が未定の段階で予定価格を作成するため、どの宿泊施設を使用するか不明であるため、基金の規定額で計上した。

委員：担い手が他に見つからない場合などは、随意契約の方が効率的で適切な場合もあるが、競争性を導入できる可能性があるものについては、導入を検討していただきたい。公募の仕方、時期などによっては、参入希望者が現れるかもしれない。

基金：本件については他者の提案書は見積り金額がより高かった。また、東北の被災地に配慮し、信頼が得られている団体を選ぶ必要があった。

委員：特殊事情があった場合は、ヒヤリング結果の内容等を記録として残し、いつでも対外的説明ができるようにしておくとうい。

ク 「リスク対応広報活動に関する支援委託契約」

基金：過去の実績単価をもとに予定価格を作成したが、今回の入札ではより安い単価であったため落札率が低くなった。また、複数社に案内を出したものの結果的に一者応札となった。

委員：リスクマネジメントの一環としての取り組みであると思うが、常に実用的なマニュアルとして整備しておく必要があるう。

委員：一者応札について、公告期間は充分確保されていたか。

基金：基金の規程どおり、10日間は確保している。

(3) 談合情報対応マニュアルの制定（案）について

事務局より、談合情報対応マニュアル（案）の制定の背景として、独立行政法人通則法の平成27年4月1日付施行に伴い、基金の業務方法書を改正し、談合情報がある場合の緊急対応に関する規程を整備することになったことを説明。また、本件には「公正入札調査委員会設置要領」「談合情報対応マニュアル」「談合疑義事実処理マニュアル」の三種類があり、案件発生毎に基金から契約監視委員会への報告を行うことや、外部有識者として契約監視委員会のご意見を伺うことがあることを説明。

委員：公正入札調査委員会の構成メンバーについて、現案では内部職員のみとなっているが、予定価格の漏洩等により発注者側が関与するケースもあるため、当該ケースにおいては内部職員を構成員から除外することができる定めを設けてはどうか。

委員：談合情報は、いわゆる垂れ込みとして情報が入ってくる場合もあるが、毎回情報が寄せられるわけではない。よって、談合が疑われるものを発見していくことも必要となる。例えば、同じ顔ぶれの業者が毎年交互に落札する等の談合の典型的なパターンがあるため、他省庁等の事例を調べておくとよい。

委員：談合情報があった場合における契約監視委員への意見聴取とはどのようなものか。

基金：談合情報が寄せられ、基金にて検討した結果、談合はなかったと考える場合に、契約監視委員会からも同意が得られるか、基金側の見落としがないかをお伺いするもの。談合であると判断した場合は意見聴取することなくそのまま次のステップへと進む。

以上

平成 27 年度第 2 回契約監視委員会 抽出案件一覧

	契約名称	契約の相手方	契約方法	契約金額	担当部署
1	TVアニメ 3 作品「鉄腕アトム」等のルワンダ宛て提供契約	株式会社太陽インダストリーアフリカ	随意契約 (上映権・放映権の購入)	8,835,912 円	映像事業部
2	「国際舞台芸術ミーティング in 横浜 2016」共催契約	公益財団法人神奈川芸術文化財団 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 特定非営利活動法人国際舞台芸術交流センター	随意契約 (前回競争性のない随意契約)	94,500,000 円	アジアセンター文化事業第 1 チーム
3	「アンサンブルズ・アジア」共催契約	ピースリーマネージメント有限公司	随意契約 (共同で事業を実施する共催契約)	70,000,000 円	アジアセンター文化事業第 1 チーム
4	平成 27 年度 Asian Youth Jazz Orchestra 東南アジア公演渡航に係る国際航空券手配契約	株式会社国際サービスエージェンシー	一般競争	12,674,910 円	アジアセンター文化事業第 1 チーム
5	Innovative City Forum 2015 に係る共催契約	森ビル株式会社	随意契約 (前回競争性のない随意契約)	12,437,963 円	アジアセンター文化事業第 2 チーム
6	劇団影法師中米公演に係る公演団契約	株式会社劇団影法師	随意契約 (海外に派遣する公演団との派遣契約)	9,015,051 円	文化事業部第 1 チーム
7	アジア若手デザイナーによる東北被災地交流事業に係る業務委託契約	一般社団法人つむぎや	随意契約 (その他)	7,149,562 円	文化事業部第 1 チーム
8	リスク対応広報活動に関する支援委託契約	株式会社ベクトル	一般競争	2,970,000 円	コミュニケーションセンター